

保険補償・免責補償・休業補償の仕組み

△万が一事故が起きたら・・・

↓ 支払い義務の発生！



免責補償
 対人・対物保険⇒5万円
 車両保険⇒5万円
 合計10万円かかる場合も。

休業補償
 貸出車両は商品となる為
 修理期間中は補償金発生。
 自走可能⇒3万円
 自走不可⇒5万円

各補償制度の対応範囲

	基本料金	基本料金 +車両保険	基本料金 +免責補償	基本料金 +安心プラン
対人補償	○	○	○	○
対物補償	○	○	○	○
人身補償	○	○	○	○
車両補償	×	○	×	○
免責補償	×	×	○	○
休業補償	×	×	×	○

オススメ!!

**基本料金+安心プランに加入すると万が一の場合も
 お客様負担額は「0」になるのでおすすめ！**



ご自身で加入されている車の任意保険に「他者運転特約」が付帯されており、
 代車・レンタカーの運転時にも補償を受けられる特約となっていましたら
 ご利用いただいて問題ございません。
 ※ただし、車両保険を付帯していない場合は車両保険は使えませんのでご注意ください。

【保険・補償 適用外】

△下記のような運転や状態にて発生した事故による損害はお客様のご負担となります。
この場合、基本料金に含まれる補償、オプションにて付帯された補償の適用をお断りいたします。

- 事故発生時、警察及び当社への連絡、所定の手続きが取られていないとき場合
- 無断で示談とした場合
- 法令違反をした場合（無免許での運転・酒気帯び運転・飲酒運転等）
- 貸渡約款に違反した場合
- 貸渡期間の無断延長の場合
- 契約者及び運転者以外の方の運転にて事故を起こした場合（氏名・年齢・住所等偽った場合も同様）
- 使用・管理上落ち度があった場合
 - ・ライトのつけっ放し等でのバッテリートラブル
 - ・ホイールキャップ紛失・破損
 - ・未施錠での車両の盗難
 - ・使用方法が劣悪なために生じた車体への損傷・腐食
 - ・装備品の紛失
 - ・給油時燃料種別の間違いによる故障

～故意・重過失・法令違反による事故における措置～

▼故意・重過失による事故を起こした場合

損害保険が適用できなくなる他、[車両全額弁償](#)に加え、
[営業補償及び重過失損害金20万円](#)を請求させていただきます。

重過失に該当するもの

- 飲酒運転 ○酒気帯び運転 ○居眠り運転 ○無免許運転 ○過労運転 ○故意とみなすもの ○あおり運転
- 30km/h以上の速度超過 ○病気、薬物等の影響により、正常な運転ができない恐れがある場合 等

▼著しい過失による事故を起こした場合

免責補償制度を適用外とし、加入・非加入に関わらず
損害金として料金を請求させていただきます。

[自走可能な場合](#) ⇒ [10万円](#)

[自走不可能な場合](#) ⇒ [20万円](#)

※事故免責補償額、休業補償が上記に含まれています。

重過失に該当するもの

- 逆走 ○携帯電話保持・注視 ○信号無視 ○30km/h以上の速度超過 ○前方不注意 ○わき見運転
- 著しい不適切なハンドル、ブレーキ操作 等